

第 323 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 4 月 19 日

報告者：稲田和也（山梨大学、元積水化学工業）

テーマ：株式会社の定款自治をめぐる裁判例の検討

報告者コメント：1990 年代から「定款自治」なる法的なスローガンがしばしばとりあげられ、現行会社法の制定では重要なポイントのひとつとされました。しかし、その実体についてはいまひとつ明らかではありません。そこで、本報告では「定款自治」に関連すると思われる裁判例をとりあげ、その実体に迫りたいと考えています。

報告概要

1. はじめに

2. 定款自治とは

(1) 定款自治の内容に関する学説の概況

(2) 会社法規定と定款自治の関係

3. 裁判例の状況

「定款自治」について正面から言及する裁判例は少ない。

(1) 旧法下の裁判例（有効とするもの）

大審院昭和 2・8・3 大民判 6・484

利益配当請求権は支払期限 → 権利の本質、公序良俗に反しない限り制限可

最判昭和 43・11・1 民集 22・12・2402

株主総会の議決権行使の代理人を株主に限定

→合理的な理由がある場合に、相当と認められる程度の制限を加えることは可
名古屋地判昭和 46・4・30 下民集 22・3=4・549 (トヨ自工純血訴訟事件)

取締役・監査役の資格を日本国籍の保有者に限定

→法の精神に違背するとか、あるいは株式会社の本質に違反する等合理的根拠のないものであるときにはじめて、株式会社自治の原則を逸脱し、民法 90 条により無効

(2) 旧法下の裁判例（無効とするもの）

東京高決昭和 24・10・31 高民集 2・2・245

取締役の選任・解任、定款変更、利益処分などにつき県知事の承認が必要

→法が株式会社に対し独立の人格を附与してこれに独自の存在と利益とを認め株主総会を以てその最高の機関としてこれに取締役の選任等を専属議決事項たらしめた精神に背反

大阪地判昭和 28・6・29 下民集 4・6・945

償還権付き配当優先株に関する一部償還（当該株式全部に按分するとの規定）

→商法・旧 212 条（現行 178 条）に反するばかりか、株主平等原則に違反

(3) 会社法下の裁判例

東京地判平成 18・11・29 判例秘書 ID06134889

株主総会の招集権者

→会社法 298 条 1 項及び 4 号によれば、取締役設置会社においては、少数株主による招集を除いて、株主総会の招集の決定は取締役会の決議事項であり、規定の文言も、定款自治による異なる定めが許容されているとは解されない

4. 検討

(1) 裁判例のまとめ

(2) 裁判例の定款自治に基づく再評価

最判昭和 43・11・1 民集 22・12・2402 に対し、従来の理論を定款自治の観点から再評価しなおす見解が出ている（高田晴仁「判批」会社法百選 [2 版]（2011 年）72 頁。なお、鈴木竹雄「判批」会社判例百選（第 4 版）（1983 年）65 頁も参照）。

(3) 裁判例からみた定款自治についての疑問点

①定款自治を正面から論じた裁判例が何故少ないのか？

原始定款⇒公証人による認証制度（必要最低限しか記載しない）？

定款変更⇒弁護士等の適切な関与があるのか？

【議論】・弁護士実務上は定款自治を抽象的に意識することはない。

・定款認証の際に、公証人からの指導は確かに存在する。

・株主提案として業務執行を制限する定款提案はどうか？ たとえば、電力会社に対して定款で原発廃止の目標規定を置くとの提案など

②裁判例によると定款自治は結局どのように実定法学上定義できるのか？

○十分な裁判例の蓄積があるとは言いがたい。

○定款の記載の無効とする会社法の本質に反する場合、他の強行法規に反する場合および公序良俗に反する場合と、定款自治の関係も明らかではない。

以上